

最高裁「上告審として受理しない」

“上原元国立市長 4400 万円支払え” の史上最低な高裁判決確定

上原さんへの求償を認めた高裁の判決の問題点への補充書を出し、更に 3 つの補充書を 12/21 提出と予告していたのに最高裁は上告棄却 (12/13 付)。市議会の債権放棄の決議の有効性や、市民自治に係る憲法上の課題があるにもかかわらず、あの最悪な高裁判決をよしとして上告を受理しなかったのです。司法の墮落はここまで来てしまったのか？

地裁では上原さんの行為を「景観保護の理念」に基づく行為であり、地方自治の前進、景観保護行政の前進として評価。上原さんの全面勝利でした。

しかし、東京高裁は自づから上原さんが行った高さ制限の地区計画を適法と判断しているのに、重過失の根拠として住民との集会での上原さんの発言、議会での発言が営業妨害になるから“全体として違法である”としました。無理やり重過失を作り出す、住民自治・地方自治を全く理解していない判決でした。



これでは住民と共に行政目標を実現していく市長はいつ求償されるか？

最高裁は①国立市議会の求償権放棄の議決と 1 年 6 カ月後の求償権行使決議の法的効果の問題②憲法における地方自治の本旨と住民自治の関係、といった「地方自治」において非常に重要な課題を判断することなく「上告審として受理しない」と棄却。

国立市の住民運動、上原元市長の首長としての市民自治に基づく行動が国に“景観権”をも認めさせたのです。其の自治の行動がやりすぎたので違法（地区計画だけにしとけば国家賠償されなかったのにと云ってしまうめちやくちな理屈）とした高裁判決を 100% 鵜呑みにし、しかも最高裁としての仕事も放棄した 12/13 付けの最高裁の判断は日本の民主主義を根本から壊す行為としか言いようがありません。

先般の沖縄の判決も、本来翁長知事の埋立て取り消しの行為に違法性があるかどうかを問う裁判なのに、前知事仲井真さんの埋立て承認が違法かどうかを判断すると言うトンチンカンな判断をした最高裁の判決。

かつて司法試験の為に一生懸命勉強したはずの裁判官も“法の核心”を掴んでいないが故にメチャクチャな論理構成をしてしまうのでしょうか。法は誰の為にあるのか？法律は何を救うために、何を罰する為にあるのかの要を、“民主主義・地方自治・個人の尊厳”から判断していればこんな誤った判断をするわけがないのに・・・

市民自治、民主主義を取り戻す行動を各地域から起こしていきましょう！

千葉県議会議員ふじしろ政夫 047-445-9144

* 弁護団から募金のお願いがあります

“現実の賠償金については「上原さん個人に 1 円たりとも負担を課さない」との決意で向き合うことにした。住民自治に課せられた負担として受け止め、逆に住民自治・景観行政を前進させる基金と位置付け…皆様に募金をお願いします” (2016 年 12 月 26 日)

振込先：みずほ銀行日野駅前支店 普通預金口座 1222665

日野市民法律事務所弁護士窪田之喜（くぼたゆきよし）